

農薬類に関するパブリックコメントの結果について

対象農薬リスト掲載農薬類に係る下記（１）～（３）の改正案について、令和３年８月１８日から９月１７日の期間でパブリックコメントを実施した。パブリックコメントの結果は別紙のとおり。

（４）、（５）の改正事項と併せて、令和４年４月１日から適用する。

- （１）ホスチアゼートの目標値を 0.003mg/L から 0.005mg/L に変更する。
- （２）要検討農薬類であるイプフェンカルバゾンを対象農薬リスト掲載農薬類へ分類を変更し、目標値を 0.002mg/L とする（目標値に変更なし）。
- （３）メチダチオンについて、新たにオキシソン体も検査の対象とし、原体の濃度に、オキシソン体を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度とする。
- （４）要検討農薬類であるクロロピクリンの目標値 0.003mg/L を新規に設定する。
- （５）その他農薬類であるウニコナゾール P の目標値を 0.04mg/L から 0.05mg/L に変更する。

「水道水中における農薬類の目標値等の改正案」に関する意見募集の結果について

1. 意見募集の実施

令和3年度第1回水質基準逐次改正検討会（令和3年6月30日開催）における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改定等について」（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）「別添2 農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト」に記載の農薬類の目標値等を見直すことについて、令和3年8月18日から9月17日の間、意見募集を行った。

2. 寄せられた意見数

14,800件

3. 意見に対する考え方

意見に対する考え方を別表に整理した。目標値等の改正案の方針に変更が必要となる意見はなかった。

「水道水の水質管理目標設定項目の改正案」に関する御意見と考え方

番号	分類	御意見の要旨	考え方																																																																																															
1	ホスチアゼート	目標値は現行のままでよく、あえて緩和する必要はない。現行の目標値よりも引き下げるべきである。	農薬類の目標値は、WHOが飲料水の水質基準設定にあたって採用している方法を基本とし、食物等他の暴露曝露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基に設定しています。具体的には、1日に飲用する水の量を2L、人の平均体重を50kgとの条件で、1日当たりの摂取量である許容一日摂取量（ADI）の10%を水道水由来の暴露と割り当てて算出しています。算出方法は下記のとおりです。 目標値＝（ADI）×（50kg：平均体重）÷（2L：一日の飲用量）×（0.1：割当10%） 現状のホスチアゼートの目標値0.003mg/Lは、ホスチアゼートが平成15年の水質基準等の見直しにおいて農薬類第3群に位置づけられた際、ADI＝0.001mg/kg 体重/日より算出されています。今般、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価により ADI＝0.002mg/kg 体重/日と新たに評価されましたので、目標値案は0.005mg/Lとなります。 食品健康影響評価は、全ての飲食物に対するものであり、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われるものとなっているため、新しいADIを用いて目標値を見直すことは妥当と考えます。																																																																																															
2	ホスチアゼート	5年間で4箇所目標値を超えているのに緩和するのか。	過去5年間（平成26年～平成30年）の結果を確認したところ、平成28年に、現行の目標値（0.003mg/L）の1%値（0.00003mg/L）を超えた検出地点が4地点ありましたが、目標値を超えた検出地点はありません。 <table><tr><th rowspan="2">評価</th><th colspan="3">H26</th><th colspan="3">H27</th><th colspan="3">H28</th><th colspan="3">H29</th><th colspan="3">H30</th></tr><tr><th>調査 地点数</th><th>超過 地点数</th><th>超過 割合</th><th>調査 地点数</th><th>超過 地点数</th><th>超過 割合</th><th>調査 地点数</th><th>超過 地点数</th><th>超過 割合</th><th>調査 地点数</th><th>超過 地点数</th><th>超過 割合</th><th>調査 地点数</th><th>超過 地点数</th><th>超過 割合</th></tr><tr><td>対目標値超</td><td>369</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>430</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>436</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>534</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>523</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>対50%値超</td><td>369</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>430</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>436</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>534</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>523</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>対10%値超</td><td>369</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>430</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>436</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>534</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>523</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>対1%値超</td><td>369</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>430</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>436</td><td>4</td><td>0.9%</td><td>534</td><td>0</td><td>0.0%</td><td>523</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr></table>	評価	H26			H27			H28			H29			H30			調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	対目標値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	対50%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	対10%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	対1%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%	523	0	0.0%
評価	H26				H27			H28			H29			H30																																																																																				
	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合																																																																																			
対目標値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%																																																																																			
対50%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%																																																																																			
対10%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%																																																																																			
対1%値超	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%	523	0	0.0%																																																																																			
3	ホスチアゼート	EUの飲料水指令と比較してホスチアゼートの目標値はなぜ高いのか。	EUの飲料水指令では、農薬の基準値は、個々の毒性評価によらず一律0.0001mg/Lと設定されています。日本では、農薬類の目標値は、WHOが飲料水の水質基準設定にあたって採用している方法を基本とし、食物等他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基に設定しています。このように設定方法が異なるため、数値に違いが出ます。																																																																																															

4	イプフェンカルバゾン	イプフェンカルバゾンは目標値を引き下げるべきである。要検討農薬類から変更するべきではない。	農薬については、現在、水質基準項目に位置づけられている物質はなく、水質管理目標設定項目の一つとして「農薬類」が定められており、この「農薬類」に該当するものは「対象農薬リスト掲載農薬類」として現在 114 の農薬が定められています。水質管理目標設定項目の農薬類に該当しないが、水質管理において留意が必要なものとして、「要検討農薬類」や「その他農薬類」が定められているが、これらは、「対象農薬リスト掲載農薬類」と比較して測定の優先順位は低いものです。 イプフェンカルバゾンは、平成 31 年 4 月に要検討農薬類に分類し、その際に食品健康影響評価の許容一日摂取量（ADI）を基に目標値を算出しています。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われるものとなっているため、この ADI を用いて目標値を設定することは妥当と考えます。 最新の厚生科学研究の農薬実態調査の結果では、イプフェンカルバゾンは原水、浄水で検出があり、浄水の検出値で評価値の 1 %（0.00002mg/L）を超えた地点がありました。このため、要検討農薬類から、より一層測定を行う対象とすべき農薬である対象農薬リスト掲載農薬類に分類を変更し、全国の水道事業者等の測定対象として検討されるようにすることで、水質管理に生かすことができるため、分類の変更は妥当と考えます。
5	メチダチオン	メチダチオンオキソン体について、オキソン体の方がメチダチオンよりも毒性が高い場合に、メチダチオンの濃度に加味する形をとると適切な安全性評価が行えないのではないか。メチダチオンオキソン体の目標値を設けるべきである。	現在のところ、メチダチオンのオキソン体について食品健康影響評価等の毒性評価はないため、許容一日摂取量（ADI）の情報がある原体のメチダチオンに、オキソン体の濃度を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度として水質管理に生かすことは、他の有機リン系農薬と同様であり妥当と考えます。 メチダチオンのオキソン体の毒性評価が定まった場合には、オキソン体の目標値を設けるなどの検討を行います。

6	水質管理目標設定項目	目標値の算出方法について、摂取量 2L は過少で、体重 50 kgは過大ではないか。	目標値は、WHOが飲料水の水質基準設定にあたって採用している方法を基本とし、食物等他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基に設定しています。WHOが採用している方法では、一日に飲用する水の量は 2L と設定されています。また、日本における摂取量調査においても 2L が過小ではないことが示されています。体重については、食品健康影響評価では、国民平均は 55.1kg と設定されているところ、目標値の算出は 50kgで行っており、これは安全側の評価となります。これらのことから、2L や 50 kg という数値は妥当と考えます。
7	水質管理目標設定項目	複数農薬による影響を評価して目標値を設定すべき。	水道水における農薬類の評価方法は、個々の農薬について検出値（濃度）を目標値（濃度）で除した値を計算し、それらを合算した値が 1 を超えないこととする「総農薬方式」を採用しています。この方式は、複数の農薬を対象としたものとなっているため、水道水の安全管理の方法として適切であると考えます。
8	水質管理目標設定項目	経口吸収のみならず経皮吸収も考慮して目標値を設定すべき。	食品健康影響評価では、経口投与毒性試験、経皮投与毒性試験等の毒性試験の結果を評価し、無毒性量等のうち最小値を根拠として許容一日摂取量（ADI）が設定されており、ADI を用いて目標値を算出する方法は妥当と考えます。
9	水質管理目標設定項目	人工的な物質である農薬などの目標値を定めていること自体がナンセンスである。	一般環境中で検出されている物質、今後水道水中で検出される可能性がある物質などを水道水質管理上留意すべき物質として水質管理目標設定項目を設けています。水質管理目標設定項目である農薬類には目標値を設定し、個々の農薬について検出値（濃度）を目標値（濃度）で除した値を計算し、それらを合算した値が 1 を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理を行っています。「目標値」とは、目標とする濃度ではなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方です。このため、その管理の目安となる目標値を設定することは妥当と考えます。
10	水質管理目標設定項目	水道水に農薬を混入しないほしい。	水道水を作る際に農薬を入れることはありません。水質管理目標設定項目の農薬類は、水道水のもととなる水中に存在していた農薬が、水道水中に残存している場合を考慮して設定しています。今回の改正案は、水道水に農薬を添加するためのものではありません。

11	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目については、モニタリングだけではなく、基準化し遵守義務を課すべきである。	水質基準項目は、浄水中で一定の検出実績があるもので、水質検査が義務づけられているものです。 水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものです。このため、水質管理目標設定項目については、水道事業者等において水質基準項目に係る検査に準じた検査の実施に努め、水質管理に活用するという現在の取扱いが妥当と考えます。
12	その他	パブコメに供する資料を分かりやすいものにしてほしい。	このことについてはこれまでも留意してきましたが、引き続き改善に努めていきます。
13	その他	水質基準逐次改正検討会のメンバーに農業者や市民を加えるべき。	水道水質基準等については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであることから、「水質基準逐次改正検討会」では、関連分野の専門家を構成員として検討を行っており、現状の検討体制は妥当と考えます。
14	その他	食品安全委員会の評価の妥当性を検証すべきではないか。	食品安全委員会による食品健康影響評価は、全ての飲食物に対するものであり、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われるものとなっているため、食品健康影響評価の妥当性の検証は必要ないと考えます。
15	その他	補助剤が添加された農薬は毒性が高くなることがあり、ADI 以内だから安全とは言えないのではないか。	農薬取締法に基づく農薬の登録の審査においては、有効成分のみでなく、その他の成分をも含め農薬製剤としての安全性について審査が行われていると承知しています。 水道では、水環境中で検出されるおそれのある農薬や農薬以外の化学物質について、水質基準項目や水質管理目標設定項目と位置づけ水質検査を行い、その結果をもとに水質管理を行っています。農薬については、水質管理目標設定項目「農薬類」の対象農薬リスト掲載農薬類に分類されています。補助剤は農薬以外の化学物質であり、必要に応じて、毒性情報、検出状況等の情報を収集し別途水質基準項目等の設定を検討します。そのため、各農薬については、許容一日摂取量（ADI）を基に算出した目標値を設定し水質管理を行うことで安全性は確保されるものと考えます。
16	その他	水道水の目標値等がなぜ短期間に変更されるのか。	水質管理目標設定項目等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされています。そのため、厚生労働省では関連分野の専門家からなる「水質基準逐次改正検討会」を設置し、食品健康影響評価等の最新の科学的知見により毎年検討を行い、適宜目標値等の見直しを実施しています。